

○波佐見町広報紙広告掲載に関する要綱

平成17年12月20日告示第56号

改正

平成22年3月31日告示第26号

平成24年3月23日告示第18号

令和2年4月1日告示第 号

波佐見町広報紙広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、波佐見町広報紙「広報波佐見」（以下「広報紙」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広報紙に掲載する広告は、町民生活の利便性を向上させることができるもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 町の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(3) 公序良俗に反するおそれがあるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、第7条第1項に規定する広告審査委員会が広報紙に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(掲載順序)

第3条 掲載の優先順位は次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの

(2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するものに係る広告

(4) 前1号及び前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、町内に事業所等を有しないものに係る広告

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広報紙に掲載する広告として適当と認めたもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を波佐見町ホームページ及び広報紙で行うものとする。ただし、年度中に掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報紙に広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、

広報紙広告掲載申込書（別記様式1）に広告原稿を添えて、期限内に町長に提出しなければならない。ただし、広告主において町税等の未納がある場合は、不掲載とする。

- 2 申込みの期限は、掲載希望月の前月10日までとする。ただし、10日が、土曜日、日曜日、祝祭日の場合は、翌開庁日とする。
- 3 町長は、前項の申し込みがあったときは、次条に規定する広告審査委員会による広告掲載の適否の審査を経て、掲載広告を決定し、広告掲載・不掲載決定通知（別記様式2）により広告主に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが、広報紙に定める広告掲載数を超える場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

（広告審査委員会）

第7条 町長は、前条第2項の審査を行うため、庁内に広告審査委員会を置く。

- 2 広告審査委員会の委員長は副町長とし、副委員長は企画財政課長とする。
- 3 広告審査委員会の委員は、総務課長、税務課長、子ども・健康保険課長及び建設課長とする。

（原稿の提出期限）

第8条 広告主は、広報紙の発行日1ヶ月前までに掲載する原稿を提出することを原則とする。

- 2 広報紙の発行日は、毎月14日を原則とする。ただし、14日が週休日等にあたる場合は、その前後の開庁日を発行日とする。

（広告の原稿）

第9条 原稿は、原則としてDTP処理できるEPSファイル形式のデータで作成し、色は黒及び橙の2色、フォントはアウトライン処理されたもので納品することとする。

（掲載位置）

第10条 広告掲載位置は、町長が決定する。

（広告掲載料）

第11条 広告料金は、次のとおりとする。

- ① 縦 5.5cm×横 9cm（名刺1枚サイズ） 月額5,000円
- ② 縦 5.5cm×横 18cm（名刺2枚サイズ） 月額10,000円

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は掲載の可否決定後、広告掲載料を町長が指定する期日までに一括前納しなければならない。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告に関する版下原稿等の作成経費は、全て広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の返還)

第15条 広告掲載が決定した後に、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、広告掲載料を返還する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第26号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日告示第18号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第 号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式 1 (第 5 条関係)

年 月 日

広報紙広告掲載申込書

波 佐 見 町 長 様

広 告 主 印

住 所

電 話 番 号

広報紙に次のとおり広告掲載を申込みます。

申込みにあたっては、波佐見町広報紙広告掲載に関する要綱を遵守するとともに、波佐見町職員が町税等の納付状況について確認することを承諾します。

(1) 広報紙掲載希望月号 (年 月号 ~ 年 月号)

(2) 広告の規格

①縦 5.5cm×横 9cm (名刺1枚サイズ) 月額 5,000円

②縦 5.5cm×横 18cm (名刺2枚サイズ) 月額10,000円

※広告データの作成を業者に依頼される場合は、別途料金が必要となります。

(3) 広告料金 円

●代理での申込みの場合は以下もご記入ください

代 理 人 印

住 所

電話番号

別記様式2（第5条関係）

年 月 日

様

波佐見町長

波佐見町広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった波佐見町広報紙への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載する

(1) 広告掲載内容

(2) 広告掲載期間 年 月 日から カ月間

(3) 広告掲載場所

(4) 広告掲載料 円

(5) 広告掲載料の納付
年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

2 掲載しない

(理 由)